

平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原告 宮部 龍彦

原告 宮部 慎太郎

被告 鳥取 県

証拠説明書

平成20年1月15日

鳥取地方裁判所

民事部 御中

原告 宮部 龍彦

原告 宮部 慎太郎

号証	標目（原本・写しの別）	写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲1の2	公文書開示申出書	写し	H18. 3. 24	宮部龍彦	原告がそれぞれ当該文書開示の申し出と請求をした事実。
甲1の2	公文書開示請求書		H18. 10. 24	宮部慎太郎	
甲2	公文書部分開示決定書	写し	H18. 11. 29	鳥取県知事	被告が当該文書のうち受講者の氏名、役職、可否、所属を不開示とした事実およびその理由。
甲3	本件文書(抜粋)	写し	抜粋したものはH17. 11. 25に部落解放鳥取県企業連合会が作成したもの。 H18. 11. 29に鳥取県知事が開示した。		上記決定書の通り文書の一部が不開示となった事実および開示された部分の内容。
甲4	異議申立書	写し	H19. 1. 16	宮部慎太郎	原告宮部慎太郎が公文書部分開示決定書に異議申し立てをした事実およびその内容。
甲5	情報審議会答申	写し	H19. 5. 7	鳥取県情報公開審議会	上記異議申し立てを受けた鳥取県情報公開審議会の答申の内容。
甲6	決定書	写し	H19. 5. 30	鳥取県知事	異議申し立てを被告が棄却した事実と、その理由。

甲7の1	平成18年度題1回鳥取県情報公開審議会会議録	写し	H19.3.6	鳥取県 (それぞれ鳥取県のウェブサイトに掲載されていたもの。上記は会議の開催日で、実際の議事録の公開日は不明。)	被告が本件文書を、他の事業者団体のものであれば公開されるべきものと認識していた事実。 本件文書により当該企業が不利益を受ける可能性を被告が立証できなかった事実。
甲7の2	平成19年度題1回鳥取県情報公開審議会会議録		H19.4.5		
甲8	鳥取県人権意識調査報告書(抜粋)	写し	H17.12	鳥取県	県による部落差別の意識を調査した際の
甲9	不服申立人意見書	写し	H19.2.26	宮部慎太郎	異議申し立ての際に県に対して意見した内容。
甲10	県民の声	写し	H18.12.19 (上記の日付は受付日)	鳥取県	被告が本件文書を同和地区の出身であることに関する情報ではないと認識していた事実。
甲11の1	とっとり市報	写し	H13.8.1	鳥取市	差別の存在を否定したり、同和問題に関心でいることが差別とされるような教育が行われていた事実。
甲11の2			H14.3.1		
甲12	鳥取県人権教育基本方針	写し	H16.11	鳥取県教育委員会	部落差別が存在するという前提で教育が行われている事実。 同和地区住民に対する「社会的立場の自覚を深め」る指導が県により行われている事実。
甲13	平成17年度県内の同和問題等に係る差別事象	写し	作成日時は不明	鳥取県	部落差別により企業が不利益を受けるような事例を県が把握していなかった事実。
甲14の1	建設工事の指名業者選定にかかる審査項目のうち地域貢献度の運用基準	写し	H18.4.4	鳥取県西部総合事務所	日野、中部総合事務所を除き、いわゆる企業連加点を含め掲示する旨が定められている事実。 (上記各日付は最終改正日または施行日)
甲14の2			H18.7.13	鳥取県中部総合事務所 県土整備局	
甲14の3			H17.4.1	鳥取県地方県土整備局	
甲14の4			H17.4.1	日野総合事務所	
甲14の5			H18.7.1	八頭総合事務所	

甲15	平成19年度予算の概要(抜粋)	写し	H20.1.12 鳥取県のウェブサイトより取得	鳥取県	部落解放同盟鳥取県連合会が鳥取県から補助金の受けている事実。
甲16の1	鳥取県と企業連との協議開催案内および資料	写し	H13.4.26	部落解放鳥取県企業連合会(発注状況等資料は鳥取県が作成)	企業連会員への1社平均発注額が23~54%多い事実。 加点制度について企業連と被告が親密に連携してきた事実。
甲16の2			H13.6.27		
甲16の3			H13.10.22		
甲16の4			H14.5.13		
甲16の5			H14.8.28		
甲16の6			H14.9.25		
甲16の7			H14.12.13		
甲16の8			H15.5.7		
甲16の9			H15.10.31		
甲16の10			H16.5.20		
甲16の11			H17.6.6		
甲16の12			H18.5.17		
甲17の1	県民の声への質問 県民の声の回答	写し	H18.12.19	宮部龍彦	被告が原告宮部龍彦に対し、企業連の会員名を入手することは許されないと回答した事実。
甲17の2			H19.1.10	鳥取県	
甲17の3			H19.1.12	宮部龍彦	
甲17の4			H19.1.17	宮部龍彦	
甲17の5			H19.1.26	鳥取県	
甲17の6			H19.6.9	宮部龍彦	
甲17の7			H19.6.28	鳥取県	
甲18	県民の声の回答	写し	H16.7.13 (上記は受付日、 H20.1.12に鳥取県のウェブサイトより取得)	鳥取県	企業連の実名を出して格付け方針についての解答をしている事実。
甲19	情報審議会答申(ウェブサイト で公開されているもの)	写し	H19.5.7 (H20.1.5に鳥取県のウェブサイトより取得)	鳥取県	甲5号証のウェブサイト で公表されたものでは企業連の名前が伏せられている事実。
甲20	不開示決定通知書	写し	H18.11.6	鳥取市長	企業連の会員名は「開示することにより部落出身者ということが判明」と鳥取市が回答した事実。
甲21	鳥取県県土整備部建設工事指名業者選定要綱の施行について	写し	H20.1.13 鳥取県のウェブサイト で取得	鳥取県	準備書面(2)第3の9の文書。